

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1767号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(用地交渉手当) 第22条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1) (略) (2) <u>福祉保健部基幹病院整備室</u> (3)～(5) (略)	(用地交渉手当) 第22条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1) (略) (2) <u>福祉保健部医務薬事課</u> (3)～(5) (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。